

長運整第 41 号の 3  
令和 2 年 4 月 8 日

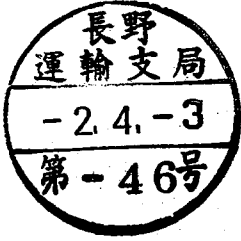
自動車整備事業者 各位

北陸信越運輸局長野運輸支局長



道路運送車両法施行規則第 3 条「特定整備の定義」の解釈について

標記について、北陸信越運輸局自動車技術安全部長から別紙写し(令和 2 年 3 月 30 日  
付け北信技整第 198 号)のとおり通知がありましたので了知願います。



北信技整第198号  
令和2年3月30日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車技術安全部長

道路運送車両法施行規則第3条「特定整備の定義」の解釈について

標記について、自動車局整備課長から別紙写し（令和2年2月6日付け国自整第275号）のとおり通達があったので了知されるとともに、関係者に周知徹底を図り、遺漏のないよう取り扱われたい。



国自整第 275 号  
令和 2 年 2 月 6 日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長

### 道路運送車両法施行規則第 3 条「特定整備の定義」の解釈について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年 4 月 1 日をもって施行されることとなっている。

また、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省令第 6 号）による改正後の道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 3 条において、特定整備の定義が規定されたところ、この特定整備の定義の透明化を図るため、標記について別紙のとおりとすることとしたので、これらについて了知するとともに、関係者に周知徹底を図り、今後はこれにより遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、「道路運送車両法施行規則第 3 条及び第 57 条の改正点の解釈について」（昭和 42 年 6 月 28 日付、自整第 98 号）及び「道路運送車両法施行規則第 3 条「分解整備の定義」の解釈について」（平成 8 年 8 月 20 日付、自整第 151 号）は、令和 2 年 4 月 1 日限りで廃止する。

本通達については、別添のとおり関係団体あて通知していることを申し添える。

## 道路運送車両法施行規則第3条「特定整備の定義」の解釈

## I 特定整備の解釈

自動車の構造及び装置は自動車によって異なることから、以下では、特定整備に該当する主要な作業を例示する。

なお、ここでいう「取り外し」、「取付位置若しくは取付角度の変更」及び「機能の調整」には、作業の過程における、自動車を保安基準に適合しない状態に至らしめる行為も含まれる。

また、「整備又は改造」とは、自動車について何らかの変化を施す作業全般をいう。特に、整備とは、給油脂、調整、部品交換、修理、その他の自動車の構造又は装置の機能を正常に保つ又は正常に復するための作業（行為）をいう。

## 1 分解整備（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第3条に規定するものをいう。）について

## (1) 原動機（施行規則第3条第1号関係）

原動機について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

## ① 原動機関係

シリンダブロック（ただし、二輪にあつてはクランクケース。また、シリンダブロックの取り外しを伴うフライホイールを含む。）

## (2) 動力伝達装置（施行規則第3条第2号関係）

動力伝達装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

## ① クラッチ関係（二輪の小型自動車は除く。）

クラッチのリリースフォーク、リリースベアリング、ダイヤフラムスプリング、クラッチディスク、クラッチカバー、プレッシャープレート及びプレッシャースプリング

## ② ギヤ関係

マニュアルトランスミッション、オートマチックトランスミッション、トルクコンバータ（CVTを含む。）、トランスファ、トランスアクスル、デファレンシャル、差動制限装置、ファイナルギヤ

## ③ 推進軸・駆動軸関係

プロペラシャフト、ユニバーサルジョイント、センタベアリング、ドライブシャフト、等速ジョイント

## (3) 走行装置（二輪の小型自動車は除く。）（施行規則第3条第3号関係）

走行装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

## ① 懸架・回転装置

フロントアクスル、フロントナックルスピンドル、フロントホイールベアリング及びフロントキングピン並びに前輪独立懸架装置のサスペンションアーム、ナックルスピンドル、ホイールベアリング及びキングピン並びにリヤアクスルシャフト

(4) かじ取り装置（施行規則第3条第4号関係）

かじ取り装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① ステアリング操作機構関係

かじ取りフォーク

② ステアリングギヤ機構関係

ギヤボックス

③ リンク機構関係

ドラックリンク、ピットマンアーム、タイロッド、タイロッドエンド、リレーロッド、アイドラアーム、ナックルアーム、ベルクランク、セクタアーム、リンクロッド、スレーブレバー

(5) 制動装置（施行規則第3条第5号関係）

制動装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① ドラムブレーキ関係

ブレーキドラム（二輪の小型自動車のブレーキドラムを除く。）、ブレーキシュー、ホイールシリンダ、バックプレート、シューアジャスタ、ブレーキスプリング

② ディスクブレーキ関係

ブレーキキャリパ（ブレーキキャリパの取り外しを伴うブレーキパッドを含む。）、シリンダ、ピストン、ブレーキディスク

③ ホース、パイプ、バルブ関係

ホース、パイプ、リレーバルブ、チェックバルブ、ダブルチェックバルブ、プロポーショニングバルブ、セーフティバルブ、セーフティシリンダ、メターリングバルブ、レギュレータバルブ、ABS アクチュエータ、ABS モジュレータ、ASR モジュレータ

④ 分配・倍力関係

マスタシリンダ、ブレーキチャンバ、倍力装置

(6) 緩衝装置（施行規則第3条第6号関係）

緩衝装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① 緩衝関係

リーフスプリング、エアスプリング

(7) 連結装置（施行規則第3条第7号関係）

連結装置について、次に該当する部品を取り外して行う自動車の整備又は改造。

① 連結装置関係

キングピン、カプラ、ルネットアイ、ピントルフック

(8) 付随作業が分解整備に該当するもの

① ストラットを取り外して自動車を整備又は改造する際にブレーキホースを取り外して自動車を整備又は改造するもの。

② パワーステアリング装置を取り外して自動車を整備又は改造する際にギヤボックスを取り外して自動車を整備又は改造するもの。

## 2 電子制御装置整備（施行規則第3条に規定するものをいう。）について

### (1) 運行補助装置（施行規則第3条第8号関係）

- ① アからエのいずれかの取り外し
- ② アからエのいずれかの取付位置若しくは取付角度の変更
- ③ ア又はイの機能の調整（スキャンツールを用いて電子的な調整又はECUの学習（コーディング）を行うもの。ECUの作動に影響を及ぼすことのない故障コードの読取及び消去を除く。）

#### ア センサー

前方をセンシングするための単眼・複眼のカメラ、ミリ波レーダー、赤外線レーザー、LiDAR等をいう。かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすことのないソナー等を除く。

#### イ 電子計算機

ECU（Electronic Control Unit）をいう。

#### ウ 自動車の車体前部

バンパ、グリルをいう。直接センサーと接していなくとも、当該車体前部の脱着によりセンサーの検知に影響を及ぼすものを含む。

#### エ 窓ガラス

アのセンサーが外部の状況を検知するための映像又は外部の状況を検知するために発した信号が透過する窓ガラス（直接センサーと接していなくとも、当該ガラスの脱着によりセンサーの検知に影響を及ぼすものを含む。）

なお、施行規則第3条第8号柱書のかじ取り装置については、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）に規定する自動命令型操舵機能（協定規則第79号におけるCategoryB1に該当するものに限る。）をいい、制動装置は細目告示に規定する衝突被害軽減制動制御装置をいう。

### (2) 自動運行装置（施行規則第3条第9号関係）

道路運送車両法第41条第1項に規定する自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造、その他当該自動運行装置に係るセンサー等の機能の調整等であって当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれのある自動車の整備又は改造

## II 特定整備の解釈に関する問合せ窓口

この通達に示した作業は一般的な例であるため、全ての整備作業を網羅したものではない。したがって、この他不明な点については特定整備の定義に関する問合せ窓口において対応する。

（窓口の連絡先）

国土交通省自動車局整備課整備係

住 所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話番号：03-5253-8111（内線 42412）

FAX番号：03-5253-1639

別添

国自整第275号の2  
令和2年2月6日

一般社団法人日本自動車工業会会長 殿  
日本自動車輸入組合理事長 殿  
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿  
一般社団法人日本自動車販売協会連合会会長 殿  
一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会会長 殿  
一般社団法人全国軽自動車協会連合会会長 殿  
日本自動車車体整備協同組合連合会会長 殿  
全国自動車電装品整備商工組合連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

道路運送車両法施行規則第3条「特定整備の定義」の解釈について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われ、本年4月1日をもって施行されることとなっています。

これに伴い、今般、標記通達について新たに制定した旨を別添のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本解釈に関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。